

卒業後も「学びやすく」「働きやすい」生活を送るためのリーフレット【完全版】

～障害等のある人のための支援申請や地域相談機関利用に関する情報提供～

高等学校を卒業すると、進学・就職等により、自分を取り巻く環境が大きく変化します。法的に成人年齢となる18歳以降は、自ら主体的に「より学びやすく」「より働きやすい」環境作りの工夫をしていくことになります。その際、自分に必要な支援や特性について、周囲の人に理解や協力、配慮を申し出る必要が出てくるかもしれません。

その時のために、自分がどのように工夫すれば学びやすく、働きやすくなるのかを知っておきましょう。「自分の強み・弱みを知っていること」「制度などの知識を持っていること」は生きる上で大きな力になります。

そして、うまく制度や相談機関を活用し、生き活きとした人生を歩んでくれることを願っています。

このリーフレットには、進学や就業の際の合理的配慮の申請方法、生活上の支援を得られる県内のサポート機関等の最新情報を西播磨地域中心に掲載していますので、活用してください。

～ 目次 ～

1 はじめに	p.2
2 進学編	p.2
大学等の場合、専門学校の場合	
障害等のある方が大学在籍中に受けられる支援サービス	
大学生活で自分に必要な支援を考えよう	p.3～4
3 就職編	p.5
福祉サービスの利用の流れ	p.6
4 相談内容に応じた相談先の例	p.7
<u>*手帳や障害の診断がなくても相談できる場所も紹介しています。</u>	
5 資料 ①大学共通テストの配慮申請について	p.8
②相談機関資料アクセス先	p.8
③西播磨地域支援マップ	p.9

1 はじめに

「合理的配慮」とは

障害のある方が「私には〇〇の障害や特性があるので、仕事や学びの目的を果たすためにこのような工夫がほしい」と、学校や事業所に配慮を申し出た際、その内容が「理に適っており」「実施者にとって過重な負担でない限り」学校や事業所が行う工夫（環境の変更や調整）を「合理的配慮」といいます。

この「合理的配慮」は「障害者差別解消法（2016 施行）」という法律で定められています。近年ではこの法律に則り、申請に応じて大学入試や大学生活でも「合理的配慮」が行われるようになってきました。

ただし、申請時に、上記の配慮が妥当だと示すためには、これまで（中学校や高校時代）にその配慮がなされてきたという「実績」の証明となる「*個別の教育支援計画」等が求められることがあります。

*「個別の教育支援計画」とは・・

「個別の教育支援計画」とは、これまで受けてきたサポートやその効果、本人の特性上の課題等が記録された書類で、学校（園）から次のステージへと支援の情報をつないでいくために役立つカルテのようなものです。

特性に応じた支援を進学先に説明・申請するのに役立ちます。作成が必要な人は申し出てください。

2 進学編

大学の場合

*受験時の「合理的配慮」の申請について

*大学共通テスト受験に関する配慮要請に関しては→p.8 資料

- ・入試課等、願書を受け付ける部署が担当になります。別室受験、座席の配慮、問題用紙の拡大、時間延長等、障害の内容に応じて受験の際の配慮を相談・申請できます。ただし、受験時の合理的配慮申請の際は、「医師の診断書等」だけでなく「高校での配慮実績を証明する書類」が必要です。
- ・受験する学校が決まったら、担当部署に連絡を取り、配慮を依頼する手続きを確認してください。大学が指定した書類の提出を期日までに求められる場合もありますので、なるべく早く調べておきましょう。

*学生生活上の「合理的配慮」や支援の申請について

- ・合格して入学を決めたら、早いうちに支援担当部署に連絡を取り、大学職員と面接をして「どのような配慮や支援を求めたいか」「どのような場面で困りそうか」等を丁寧に話し合う場を設定していただきましょう。大学側も受け入れの準備や教員間の情報伝達等に時間を要します。4 月からサポートを得るためには、できるだけ早く動き出すことが必要です。また、多くの大学で、受験時と入学後で担当する窓口が異なることがありますので、HP 等で対応先を確認したうえで、電話をかけて直接問い合わせましょう。

大学生活で自分に必要な支援を考えよう

授業支援

1	点訳・墨訳
2	教材のテキストデータ化
3	教材の拡大
4	ガイドヘルプ
5	リーディングサービス
6	手話通訳
7	ノートテイク
8	パソコンテイク
9	ビデオ教材字幕付け・文字起こし
10	チューターまたはティーチング・アシスタントの活用
11	試験時間延長・別室受験
12	解答方法配慮
13	パソコンの持込使用許可
14	注意事項等文書伝達
15	使用教室配慮
16	実技・実習配慮
17	教室内座席配慮
18	FM補聴器・マイク使用
19	専用机・イス・スペース確保
20	読み上げソフト・音声認識ソフト使用
21	講義に関する配慮
22	配慮依頼文書の配付
23	出席に関する配慮
24	学習指導
25	授業内容の代替、提出期限延長等
26	履修支援
27	学外実習・フィールドワーク配慮

学生生活支援

1	居場所の確保
2	通学支援
3	個別支援情報の収集
4	情報取得支援
社会的スキル指導	
5	自己管理指導
6	対人関係配慮
7	日常生活支援
保健管理・生活支援	
8	専門家によるカウンセリング
9	医療機関との連携
10	医療機器、薬剤の保管等
11	休憩室・治療室の確保等
12	生活介助
13	介助者の入構、入室許可
進路・就職指導	
14	キャリア教育
15	障害学生向け求人情報の提供
16	就職支援情報の提供、支援機関の紹介
17	インターンシップ先の開拓
18	就職先の開拓、就職活動支援

上記は、過去に多くの大学で実際に行われた障害等への配慮例です。

進学先に配慮申請をする際の参考にしてください。

但し、上記の支援内容はすべての大学等で行われている訳ではないので、申請する前に必ず進学先に確認、相談してください。

参考：日本学生支援機構 障害学生支援の報告書（R3）

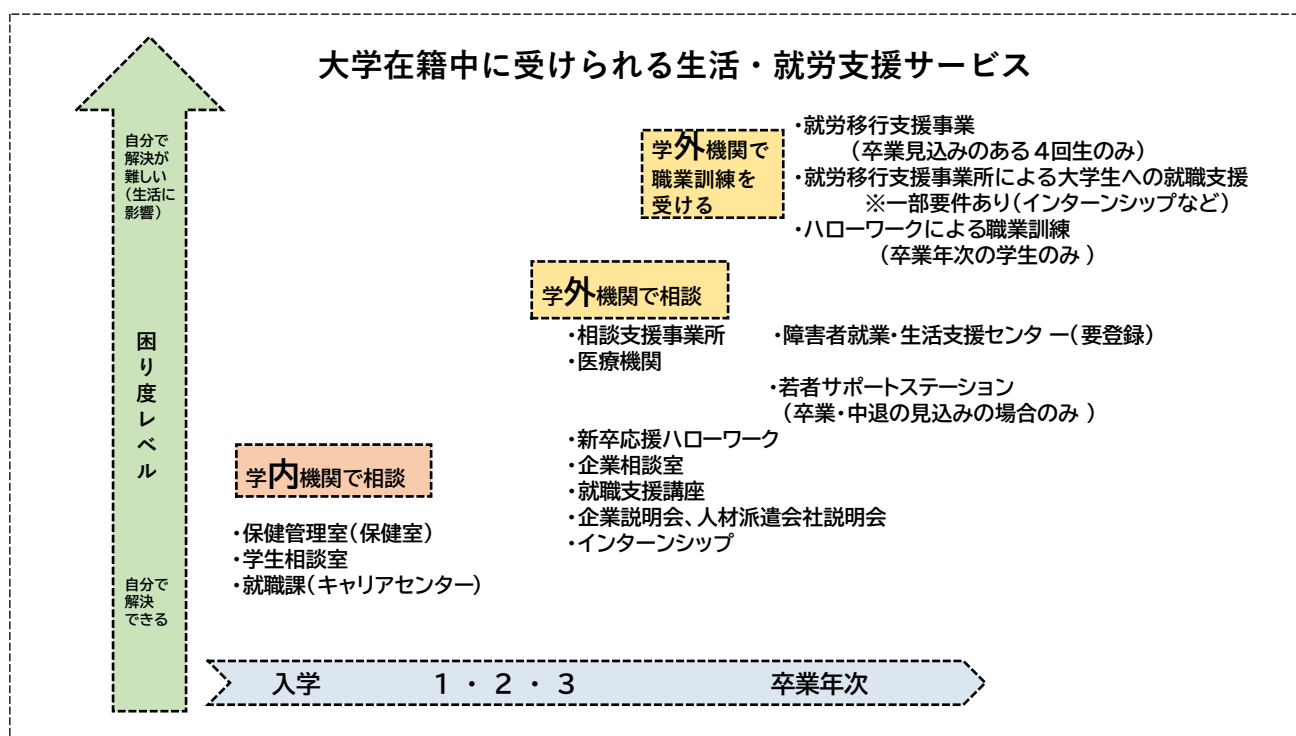
【入試配慮例】

別室受験、トイレの近い座席(受験教室)の位置の配慮、問題用紙の拡大、テスト時間延長、問題の代読、問題文の漢字ルビ打ち、回答のPC入力、点字回答 等

【修学上の配慮例】

座席位置、タブレットカメラによる板書の撮影、講義内容のスライドデータ資料の事前配布、文字起こしアプリ補助機能の使用、デジタル教科書の使用 等

大学在学中に受けられる生活・就労支援サービス



参考) 池田浩之(兵庫教育大学/NPO 大阪精神障害者就労支援ネットワーク)「発達障害のある方への就労支援」講義資料

上記の支援サービスを受けるのに障害種は問いません。

また、「若者サポートステーション」など、障害者手帳を所持していなくても利用できる機関もあります。

(p.7 参照)

専門学校の場合

- ・専門学校は、特定の職業と直結する能力を短期間で養うところですので、その学校の目指す取得技能や資格・職業に対して、自分が適しているのか、冷静に判断して進学する必要があります。
- ・現在はまだ多くの学校で、支援専門の部署ではなく、学生支援担当との個別の相談になります。
- ・大学同様、学外の機関でサポートを受けて、就職を目指すこともできます。

3 就職編

「働く」とは、自分の能力を使って企業や社会に貢献し、対価として収入を得ることです。「採用」されること以上に、働き続けることが重要です。そのためには職種と自身の特性（能力）とのマッチングや、事業所に自分の障害や特性を理解してもらうことがポイントとなります。学校を通じて、就職活動を考えている人で、障害の診断があり、事業所に配慮申請や説明を必要とする人は、障害者手帳所持の有無に関わらず、事前に担任や進路指導部の先生に必ず相談しましょう。

障害者手帳を持っている人は、一般の求人活動で就職を目指すほかに、「障害者雇用枠」*で受験することも選択肢の1つとなります。

なお、一般就職・障害者雇用いずれにせよ、個人情報保護の観点から、生徒本人に関する情報を、本人の許可なく学校が事業所に伝えることはありませんが、配慮内容を伝えて就労するほうが望ましい場合は、事業所への伝え方（内容やタイミング）を、学校と相談しながら進めていきましょう。

*「障害者雇用枠」とは・・・障害者手帳（身体・精神・療育手帳）を持っていることが採用条件です。ハローワーク（専門援助部門）が斡旋しています。国の施策として、障害者の法定雇用率が年々引き上げられており（R6：民間企業 2.5%以上）就職するチャンスも増加しています。また、障害を開示して、職場の理解を得ながら働くため、定着率（離職せずに働き続けること）も高いと言われています。

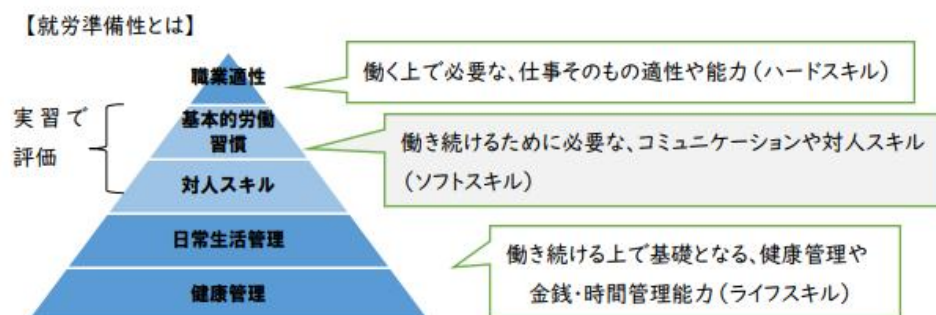
～働くうえで、職業訓練と就活のサポートを得たい人は、

「就労移行支援事業所」の利用も検討してみよう～

18 才以上の障害の診断のある人が対象となる障害福祉サービスのうち、「職業訓練」を行うのが、「就労移行支援事業所」です。2年間の期限の間に、アセスメント・訓練・就職活動までの支援が得られ、雇用後も、就労定着支援（雇用先でうまく働けるよう一定期間コンサルテーションを行う「ジョブコーチ」システム）を利用できます。

アセスメントでは、「職業そのものをこなす能力」以外に「作業性」「持続力」「対人スキル」等、働くために必要な土台となる力「就労準備性」がどのくらい身についているか、が客観的に評価され、個人の課題が明確になります。

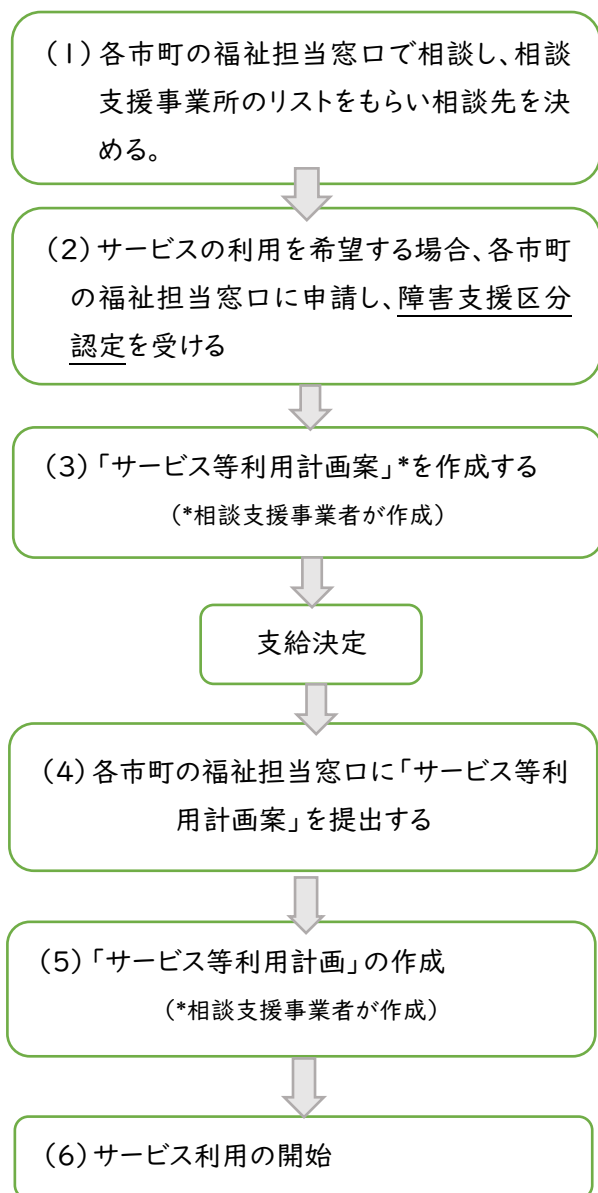
高校生のうちに、見学や体験が可能な事業所もありますので、関心のある人は、担任または、特別支援教育コーディネーターまで相談してください。



厚生労働省 HP 参照

➤ 障害福祉サービスの利用の流れ

障害福祉サービスとは、身体や知的・精神に障害のある方や特定の疾患のある方が、地域のなかで生活を続けていけるよう就労訓練や生活介護などの支援を提供するサービスのことです。



【用語の解説】

「障害支援区分」

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いをあらわす 6 段階の区分。区分 1～6 があり、区分 6 の方が必要とされる支援の度合いが高い。

「サービス等利用計画」

障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせなどを検討し、作成するもの。

「相談支援事業所」

障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

（詳しくは厚生労働省の HP を参考にしてください。）



👉 福祉サービスやサポート、支援機関に相談するときの「コツ」

「困っている状況」と「どのような解決を望むのか」を具体的に整理して、あらかじめメモなどして相手に伝え、適切なアドバイスがもらえます。

4 相談内容に応じた相談先の例

*マップは巻末資料にあります。

相談内容	相談先の例
● 大学等の入試時の配慮申請について	・大学入試センター(大学共通テストに関して) ・各大学の入試課等 *各受験先ホームページ等参照
● 修学上の合理的配慮 ● 入学後の学生生活	各大学の「学生支援室」等(HP、オープンキャンパス、学校説明会などで事前に相談先・方法を要確認。)
● 卒業後の就職に向けた進路相談 ● 就職前・就職後の就業面と生活面の相談支援	「障害者就業・生活支援センター」(登録制) *西播磨地域在住者は「西播磨障害者就業・生活支援センター」が担当。 *姫路市在住者は「職業自立センターひめじ(姫路市障害者就業・生活支援センター)」が担当。 マップ① *兵庫県外でも、厚生労働省の委託を受けて同様の機関が活動しています。自宅を離れて就職する人は万一の相談先として、事前相談、登録しておくくと安心です。
● 発達特性に関わる相談全般について ● 学業(小学校～大学等)や生活、就労上の困りごとや悩み ● 障害の開示・非開示 ● 障害受容	「ひょうご発達障害者支援センター(上郡ランチ)」 マップ② <u>*障害の診断や手帳がなくても相談・利用可能。</u> *実際、相談者の7～8割は未診断の方(上郡ランチ)。 *西播磨在住者は上郡ランチが担当。姫路でも週1相談会あり。 県外にも同様の支援センターが、都道府県知事等が指定し、活動しています。
● 障害者雇用に関する相談 ● 障害者職業訓練校の紹介	「ハローワーク(専門援助部門)」 マップ③
● 職業評価 ● ジョブコーチ支援	「兵庫障害者職業センター」 マップ④
● 働く前の就労に関する相談 ● 働き始めてからの就労に関する相談	「若者サポートステーション(サポステ)」 マップ⑤ <u>*障害の診断や手帳がなくても相談・利用可能。</u> ジョブカフェ
● 障害福祉サービス利用に関する相談	指定特定相談支援事業者(兵庫県HPに事業所一覧あり)
● 障害福祉サービス利用に関する相談 ● 福祉に関する相談	市町の障害福祉担当窓口
● 診断・服薬等	医療機関(兵庫県HPには発達障害に関する診断が行える医療機関や相談窓口一覧あり)

5 資料

①「大学共通テスト」の配慮申請について

3 年次生には進路指導部から説明がありますが、配慮申請をする可能性のある人は、2 年次生のうちから、大学入試センターHP https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/ にアクセスし、「受験上の配慮案内」をよく確認しておいてください。

- | | |
|------|---|
| 必要書類 | 1 受験上の配慮申請書
2 診断書
3 状況報告書（高校での配慮の実績等を高等学校が作成） |
|------|---|

書類 1：「受験上の配慮申請には「出願前申請（8 月～）」と「出願時申請」がある。」

＊出願の際、どんな配慮が受けられるか内容が分かっている方が安心なので、出願前申請を勧めます。

＊出願前申請の後半および出願時に配慮申請をした場合は、どんな配慮が認められたのか分かるのが、11 月下旬になることもあります。

書類 2：「医師の診断書が必要となる。主治医がいなかった場合には準備に時間がかかる。」

＊病院の予約は、すぐにはとれません。できるだけ早く（1 年前）動き始めましょう。

②相談機関のアクセス先

発達障害に関する診断が行える機関

◆医療機関や相談窓口が示してあります。（兵庫県 HP）
<https://web.hyogo.lg.jp/kf08/syohuku/kodomohattatu.html>



指定障害福祉サービス事業者、相談支援事業所

◆指定障害福祉サービス事業者、相談支援事業所一覧です。（兵庫県 HP）
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19_000000221.html



各市町の発達障害相談窓口、福祉相談窓口一覧

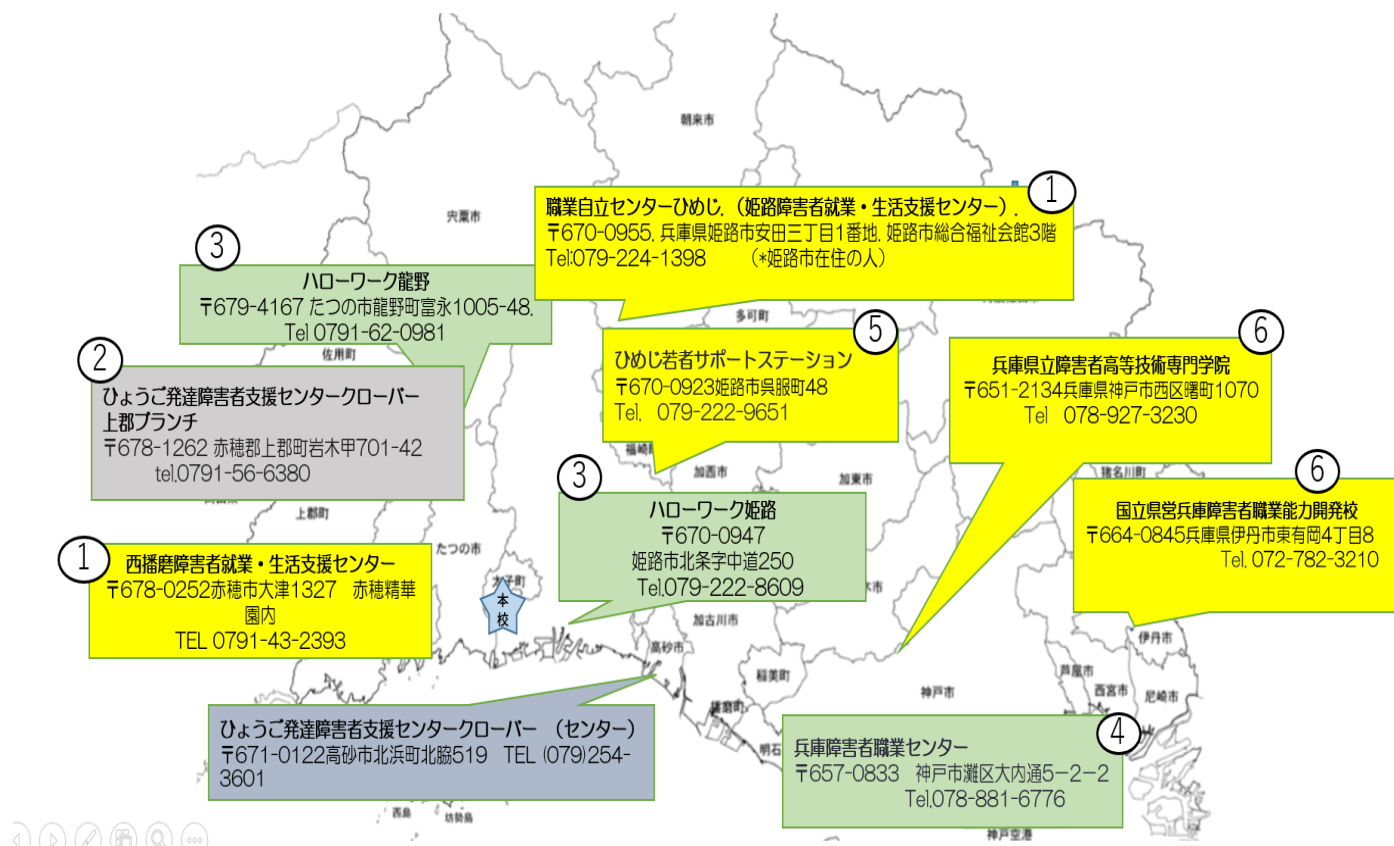
◆各市町の発達障害相談窓口、福祉相談窓口一覧です。（兵庫県 HP）
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/syohuku/hattatushougai.html>



兵庫県立特別支援教育センターの HP より抜粋

③西播磨地域支援マップ

(障害のある方等の就労相談・生活相談・職能評価・訓練等機関)



参考資料:

- ・神戸大学 鳥居深雪 名誉教授「高校生向け通級プログラム」
- ・日本学生支援機構 障害学生支援の報告書(R3)
- ・「高等学校における障害のある生徒等への進路指導ガイド(兵庫県立特別支援教育センター)」令和3年3月
- ・池田浩之(兵庫教育大学/NPO 大阪精神障害者就労支援ネットワーク)「発達障害のある方への就労支援」講義資料
- ・厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40524.html

【内容に関する質問・相談先】

県立太子高等学校

特別支援教育コーディネーター

Tel: 079-277-0123